

Title	財務制限条項と企業の財務内容に関する研究
Sub Title	
Author	石川和朗(Ishikawa, Kazurou) 村井俊雄
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	1979
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	複写許諾が必要
Genre	Thesis or Dissertation
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00001979-0008">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00001979-0008</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学 生 氏 名 石 川 和 朗

( 株 式 会 社 三 菱 銀 行 )

所 属 ゼ ミ ナ ー ル 鈴 木 貞 彦 研

主 査 村 井 俊 雄 教 授

副 査 鈴 木 貞 彦 助 教 授

〃 関 谷 章 助 教 授

## 財務制限条項と企業の財務内容に関する研究

銀行貸付における財務制限条項の有効性を考えるには、まず、先例であるアメリカにおいて、財務制限条項が、どのように利用されているかについて、実状を知ることが必要であろう。とりわけ、財務制限条項の“きつさ”がどのような基準によって決められているのかという問題を明らかにしたい。

この研究では、財務制限条項のうち、運転資本最低限度制限と配当制限を調査の対象とした。まず文献によってこの制限の内容、目的を明らかにした。そして、文献では明らかにされていない制限のきつさがどのように決まるかという点について実例を分析した。リサーチ・ガイドラインとしての仮説は、次の視点から導いた。第一に財務制限条項のきつさは企業の財務内容の現状水準を維持させようとする観点から決まるという考え方である。第二は、財務制限条項のきつさは、企業の質的な相違によって異なるとする考え方である。仮説を検証するためのサンプルは“Moody's OTC Industrial Manual”から56社を収集した。調査の結果運転資本最低限度制限のきつさは現状維持的観点から配当制限のきつさは企業の質的な差を考慮する観点から決められているとする仮説が支持されると思われる。

アメリカの財務制限条項は、企業の財務計画に対する指針としての性格が強いようだ。従って、その実体面について日本の銀行と企業の関係と比較してみると、必ずしも日米間では、大きな差はないと思える。そして、財務制限条項に、担保に代わる効力を期待することはできないと思われる。